○法務省告示第三百四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表遠州工業株式会社の項中「静岡県浜松市南区新橋町六百六十二番地の一」を「静岡県浜松市南区新橋町三百九十七番地」に改め、同号ハの表株式会社Ｒ－ｏｎｅの項中「静岡県浜松市西区大久保町四千四百二十七番地の三」を「静岡県浜松市西区大久保町六千四百十四番地の三」に改める。

○法務省告示第三百四十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社たのひら海老名店	神奈川県海老名市河原口三丁目三十六番十八号	とび

○外務省告示第二百三十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十八年六月十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十八年六月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成28年6月13日	2010年6月18日	ＴＫ2095515

○外務省告示第二百三十七号

平成二十八年三月十九日にローマで、情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十八年六月七日に効力を生じた。

平成二十八年六月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

前文

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報の相互保護を確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

ａ　「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のために許可されていない開示からの保護を必要とする全ての情報であって、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局により作成され、それらの使用のために作成され、又はそれらの管轄の下にあるものをいう。秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態、装備又は技術を含むあらゆる形態をとることができる。

ｂ　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

ｃ　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府より秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

ｄ　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

ｅ　「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、イタリア共和国政府に関しては政府の機関であって、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護についてそれぞれの国内法令に基づく権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

ｆ　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間において直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。

ｇ　「秘密情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続により個人に付与される適格性であって、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うためのものをいう。

ｈ　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

ｉ　「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。

第二条

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、第十九条に規定するところに従って、この協定の可能な改正について検討するために相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、この協定の規定が受領締約国政府の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。

第四条

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

イタリア共和国政府にあっては、秘密情報は、「SEGRETISSIMO」、「SEGRETO」、「RISERVATISSIMO」又は「RISERVATO」と表示される。

2　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対し秘密指定を通知する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通知する。

3　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	イタリア共和国
極秘（機密）／特定秘密（機密）	SEGRETISSIMO
極秘／特定秘密	SEGRETO
秘	RISERVATISSIMO

対応する秘密指定はないが、イタリア共和国政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。

第五条

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

イタリア共和国政府については、閣僚評議会議長府安全情報局

2　国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通知する。